

第三十七号議案

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例（昭和二十八年十一月江戸川区
条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条から第九条までを削り、第十条を第七条とする。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立児童遊園の管理について、指定管理者による管理を終了し、区で直接管理することとするため、指定管理者に係る規定を削除する必要がある。で、本案を提出いたします。